秘密保持契約書

　株式会社●●●●（以下、「甲」という）と株式会社●●●●（以下、「乙」という）は、●●●●について検討するにあたり、甲または乙が相手方に開示する秘密情報の取り扱いについて以下の通り、秘密保持契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（目的）

　本契約では、甲が乙に甲の業務を委託する取引（以下、「本取引」という。）において、甲または乙が相手方に開示し、または相手方が本取引の過程で知り得た情報の適正な取り扱いについて定める。

第2条（秘密情報の定義）

　1. 本契約における「秘密情報」とは、甲または乙が相手方に開示し、かつ開示の際に秘密である旨を明示した技術上または営業上の情報、本契約の存在および内容、その他一切の情報をいう。

　2. 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する情報は秘密情報に含まれない。

　　（1）取得したとき、すでに公知、公用となっていたもの。

　　（2）取得した後に受領当事者の責によることなく、公知、公用となったもの。

　　（3）取得する以前に守秘義務を負うことなく、すでに知得していたもの

　　（4）正当な権利を有する第三者から守秘義務を負うことなく合法的に取得したもの。

　3. 口頭、映像、その他その性質上秘密である旨の表示が困難な形態または媒体により開示、提供された情報については、その情報を開示した者が相手方に対し、秘密である旨を開示時に伝達し、かつ当該開示後●●日以内に当該秘密情報を記載した書面を秘密である旨の表示をして交付することにより、秘密情報とみなされる。

第3条（秘密情報等の取り扱い）

　1. 甲または乙は、相手方から開示を受けた秘密情報及び秘密情報を含む記録媒体または物件（複写物及び複製物を含む。以下、「秘密情報等」という）の取り扱いについて、次の各号に定める事項を遵守するものとする。

　　（1）情報取扱管理者を定め、相手方から開示された秘密情報等を、善良なる管理者としての注意義務をもって厳重に保管、管理する。

　　（2）秘密情報等は、本取引の目的以外には使用しないものとする。

　　（3）秘密情報等を複製する場合には、本取引の目的の範囲内に限って行うものとし、その複製物は、原本と同等の保管、管理をする。また、複製物を作成した場合には、複製の時期、複製された記録媒体または物件の名称を記録し、相手方の求めに応じて、当該記録を開示する。

　　（4）漏えい、紛失、盗難、盗用等の事態が発生し、またはそのおそれがあることを知った場合は、直ちにその旨を相手方に書面をもって通知する。

　　（5）秘密情報の管理について、取扱責任者を定め、書面をもって取扱責任者の氏名および連絡先を相手方に通知する。

　2. 甲または乙は、次項に定める場合を除き、秘密情報等を第三者に開示する場合には、書面により相手方の事前承諾を得なければならない。この場合、甲または乙は、当該第三者との間で本契約と同等の義務を負わせ、これを遵守させる義務を負うものとする。

　3. 甲または乙は、法令に基づき秘密情報等の開示を義務づけられた場合には、事前に相手方に通知し、可能な限り相手方の指示に従うものとする。

第4条（返還義務等）

　1. 秘密情報を開示された者は、本契約に基づき相手方から開示を受けた秘密情報を含む記録媒体、物件及びその複製物（以下、「記録媒体等」という。）が不要となった場合または相手方の請求がある場合には、記録媒体等を直ちに相手方に返還するものとする。

　2. 前項に定める場合において、秘密情報を開示された者は、自己の記録媒体等に秘密情報が含まれているときは当該秘密情報を消去するとともにそれを消去した旨を、自己の記録媒体等に秘密情報が含まれていないときはその旨を、相手方に対して書面にて報告するものとする。

第5条（契約期間）

　本契約の有効期間は、本取引にかかる契約の有効期間と同一とする。（※*本取引にかかる契約に有効期間の定めが無い場合は、「本契約の有効期間は、本取引にかかる契約の有効期間と同一とする。」*）ただし、同期間終了の●●か月前までに、甲または乙が本契約の有効期間を延長しないと申し入れる場合を除き、本契約は自動的に●●か月延長されるものとし、以後も同様とする。

第6条（契約解除）

１. 甲又は乙は、相手方が本契約のいずれかの条項に違反し、相当期間を定めて催告をしたにもかかわらず、相当期間内に、違反が是正されないときは、本契約を解除することができる。

２. 甲又は乙は、相手方に次の各号に掲げる事由の一が生じたときには、何らの催告なく、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、当該事由が解除当事者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、当該事由により解除をすることはできない。

1. 本契約に関し、相手方による重大な違反または背信行為があったとき
2. 監督官庁より営業の取消し、停止等の処分を受けたとき
3. 支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、又は銀行取引停止処分を受けたとき
4. 第三者により差押え、仮差押え、仮処分その他強制執行もしくは担保権の実行としての競売等これらに準じる手続が開始されたとき
5. 破産手続、民事再生手続、会社更生手続もしくは特別清算手続開始の申立てがあったとき
6. その他本契約を継続しがたい重大な事由が発生したとき

第7条（損害賠償）

　甲、乙、甲または乙の従業員、甲または乙の元従業員もしくは第３条第２項に定める第三者が相手方の秘密情報等を開示するなど、本契約の条項に違反した場合には、甲または乙は、相手方が必要と認める措置を直ちに講ずるとともに、相手方に生じた損害を賠償しなければならない。

第8条（反社会的勢力の排除）

甲及び乙は、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から５年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者をいう。）に該当しないこと、また暴力的行為、詐術・脅迫行為、業務妨害行為等違法行為を行わないことを、将来にわたっても表明するものとする。甲及び乙は、相手方がかかる表明に違反した場合、何らの催告を要せず直ちに本契約を解除することができるものとする。

第9条（準拠法及び管轄裁判所）

１. 本契約は日本法に準拠し、同法に基づいて解釈される。

２. 本契約又はこれらに関連する紛争については、●●地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第10条（協議事項）

　本契約に定めのない事項および本契約の規定にない事項については、甲乙双方が誠実に協議の上、決定する。

　本契約締結の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印の上、各一通を保有する。

令和●●年●●月●●日

1. 住所：●●●●

名称：●●●●

代表：●●●●　印

1. 住所：●●●●

名称：●●●●

代表：●●●●　印